

独立行政法人国際交流基金  
第4期中期目標

平成29年3月1日

外務省

## 目次

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標の期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
(1) 分野別事業方針等による事業の実施	2
ア 文化芸術交流事業の推進及び支援	2
イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備	4
ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援	6
エ 「アジア文化交流強化事業」の実施	8
(2) 国際文化交流活動への理解及び参画の促進と支援等	10
ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	10
イ 海外事務所等の運営	11
ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	12
4. 業務運営の効率化に関する事項	12
(1) 組織マネジメントの強化	12
(2) 業務運営の効率化、適正化	13
ア 経費の効率化	13
イ 人件費管理の適正化	13
ウ 保有資産の必要性の見直し	14
エ 調達方法の合理化	14
5. 財務内容の改善に関する事項	14
(1) 財務運営の適正化	14
(2) 安全性を最優先した資金運用	14
6. その他業務運営に関する重要事項	15
(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	15
(2) 内部統制の充実・強化	16
(3) 事業関係者の安全確保	16
(4) 情報セキュリティ対策	16
(添付) 独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図	17

※3. (1) ア～エ及び(2) ア～ウの各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

## 独立行政法人国際交流基金 第4期中期目標

平成29年3月1日  
外務省

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、文化その他の分野における国際交流を、安全保障、経済協力等と並ぶ外交政策の柱の1つに位置付けており、外務省の政策体系においては、基本目標として地域別の外交政策と、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の1つとして広報・文化交流等に関する基本目標の下で国際文化交流の促進を行っている。

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを法人の目的としている。現に、特殊法人として昭和47年に発足して以来、基金は一貫して海外の対日理解の増進や、文化の分野における国際貢献を目的とする事業を実施し、世界各地で専門家や関係機関等との間に信頼関係を構築してきた。

グローバル化による非国家主体の役割の拡大や、新興国の存在感の増大等により、国際情勢は複雑化しており、国際社会における我が国のプレゼンスの維持及び向上、諸外国の政府関係者から一般市民までを含む様々な層における日本理解の促進が一層重要になっている。そのため、基金は、長期的視野の下、我が国の文化・芸術の海外への紹介や、海外における日本語教育及び日本研究の普及を推進するとともに、各国における対日認識の形成に影響力を持つ海外の有識者への働きかけを強め、対話・共同研究等の知的交流を進めることによりネットワークを構築していくことが求められている。同時に、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）に基づく日本文化の発信や、政府による日本ブランドの対外発信への貢献など、時の優先課題に対応した機動的かつ柔軟な事業実施が求められる。

これらの事業を行うに当たっては、事業評価・成果の発信を通じて、国際文化交流の必要性に対する国民の理解を得るよう一層の努力をすべきである。

以上の認識に立って、基金は、官民の関係機関と連携を密にし、中核的な文化外交の実施機関としての役割を果たしていくことが必要である。

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<sup>1</sup>

### (1) 分野別事業方針等による事業の実施

#### ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

### 【指標 1-1】来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進

(関連指標)

- ・主催文化芸術交流事業における報道件数

<sup>1</sup> 基金の事業に関連する政策評価の平成 28 年度事前分析表は「外務省 28-Ⅲ-1-4」。

- ・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標1-2】公演来場者数 1公演あたり平均500人以上（平成27年度の実績平均値1公演あたり453人）

【指標1-3】映画上映会来場者数 1プロジェクトあたり平均1,600人以上（平成24年～27年度の実績平均値1公演あたり1,591人）

（関連指標）

- ・主催事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値336件）
- ・助成事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値266件）

【指標1-4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54か国以上、のべ500番組以上の放映を達成する。（平成29年1月末実績51か国／のべ200番組）

【指標1-5】中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

（関連指標）

- ・日中交流センター事業の派遣・招へい人数（年度）（平成24～27年度の実績平均値160人）
- ・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合

#### <目標水準の考え方>

- 公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成27年度の水準以上を目指すとの考えから、平成27年度実績平均値以上を目標とした。
- 映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成24～27年度平均値以上を目標とした。
- 放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成29年1月末時点の実績を上回ることを目標とする。

#### <想定される外部要因>

- 二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。

## イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要であるため、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。

### (ア) 海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。

### (イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。また、日本語を母語としない学習者の日本語能力測定・評価の手段として、各国・地域で利用され、世界最大の受験者数を抱える日本語能力試験について、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。

更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

### ((ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標)

【指標 2-1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数 年間 81 か国以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 か国）

【指標 2-2】日本語教育機関支援（助成）の件数 年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標 2-3】基金海外事務所の主催／助成事業件数 年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 主催 202 件／助成 336 件）

【指標 2-4】日本語教師研修の参加者数 年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）

（関連指標）

- ・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）
- ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果速報値 3,651,715 人）
- ・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 か国）
- ・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）
- ・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート 「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート 「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

（（イ）海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標）

【指標 2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数 年間 24,190,680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24,190,680 件）

【指標 2-6】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数 中期目標期間中 52 か国・地域／200,000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 か国・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33,195 部）

【指標 2-7】日本語能力試験実施国／都市数 年間 65 か国・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 か国・地域 211 都市）

【指標 2-8】e ラーニングの登録者数 中期目標期間中 20,000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6,141 人）

（関連指標）

- ・日本語能力試験収支バランス
- ・日本語能力試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452,056 人）

<目標水準の考え方>

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

- ・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
- ・日本語教育機関支援（助成）の件数

- ・ 基金海外事務所の主催／助成事業件数
- ・ 日本語教師研修の参加者数
- ・ 日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
- ・ 日本語能力試験実施国／都市数

○平成 25 年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成 25 年度～27 年度の実績平均を上回る数値目標とする。

○平成 28 年度より開始された e ラーニングについては、平成 28 年 12 月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

<重要度の設定>

【重要度：高】

将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きいため。

ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援

(ア) 海外の日本研究の推進及び支援

海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関・研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。

(イ) 知的交流の推進及び支援

基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ、国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。



【指標 3-1】日本研究フェローシップ終了後 3 年以内の博士論文フェローの学位取得割合 50%以上

【指標 3-2】日本研究フェローシップ終了後 3 年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均 1 人 2 件以上

（関連指標）

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成 24～27 年度の実績平均値 227 人／46 か国）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標 3-3】安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数） 80 件以上／年（平成 24 年～27 年度の年間平均値 79 件）

（関連指標）

- ・安倍フェローシップ人数（平成 24～27 年度の実績平均値 27 人）
- ・安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・安倍フェローシップのフェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標 3-4】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する 5 段階評価（高 5 点～低 1 点））で平均 3.75 点以上

（関連指標）

- ・助成事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 266 件）
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

【指標 3-5】日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施 1 か国 1 件／年 以上

（関連指標）

- ・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数

<目標水準の考え方>

- 我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値47%（平成27年度学校基本調査（文部科学省）参照）を超えることを目指す。
- 安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成24～27年度の年間平均値以上を目標とした。
- 複数年助成事業実施後の外部評価は、前中期目標期間中の事前審査の採用基準4点中3点を5段階に換算し設定。

#### <目標達成に影響を及ぼす外部要因>

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。

#### エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。

##### （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。

##### （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。

##### （（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施関連の指標）

【指標4-1】“日本語パートナーズ”派遣数 2,359人以上

（関連指標）

- ・パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

- ・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成 26～27 年度の実績平均値 103,454 人）

（（イ）文化事業の実施関連の指標）

【指標 4－2】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数 570 件以上

【指標 4－3】協働事業及びその成果発信事業の実施件数 597 件以上

（関連指標）

- ・主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合
- ・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心／理解促進」回答割合
- ・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成 26～27 年度の実績平均値 515,271 人）

<目標水準の考え方>

- “日本語パートナーズ”派遣数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 3,000 人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数 641 人を差し引いた 2,359 人以上を第 4 期の目標人数とする。
- 人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 1,000 件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数 430 件を差し引いた 570 件以上を第 4 期の目標件数とする。
- 協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 1,000 件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数 403 件を差し引いた 597 件以上を第 4 期の目標件数とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

- 派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わさざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する場合がある。

<重要度、難易度の設定>

【重要度：高】

ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対す

る支援を行うことが不可欠である。このため、平成 25 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化の WA（和・環・輪）」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。

【難易度：高】

日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。

(2) 国際文化交流活動への理解及び参画の促進と支援等

日本国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のため、以下ア～ウを行う。

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【指標 5-1】本部 SNS 利用者数 年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件）

【指標 5-2】ウェブサイトアクセス数 年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件）

（関連指標）

- ・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人）
- ・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人）

<目標水準の考え方>

OSNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。

○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

## イ 海外事務所等の運営

海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【指標 6-1】海外事務所催しスペース稼働率 年間 74%以上（平成 24～27 年度の実績平均値 74%）

（関連指標）

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 343 件）
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人）

【指標 6-2】海外事務所 SNS 利用者数合計 年間 408,763 件以上（平成 27 年度実績 408,763 件、SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）

【指標 6-3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）

（関連指標）

- ・京都支部が関与した共催・助成・協力件数（平成 24～27 年度の実績平均値 22 件）

<目標水準の考え方>

○海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。

○海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、SNS を主たる発信ツールとしている 13 海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから平成 27 年度実績値以上を数値目標として設定した。

#### ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進

基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。

#### 【指標 7】 特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況 （関連指標）

- ・受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）

#### <目標水準の考え方>

○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。

### 4. 業務運営の効率化に関する事項

#### （1）組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。

また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地

における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

【指標 8 - 1】人材育成のために実施する研修への参加者数 年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人）

【指標 8 - 2】研修施設の利用促進

（関連指標）

- ・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

＜目標水準の考え方＞

○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

（2）業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

【指標 9】上記本文に記載の削減率を達成する。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

【指標 10】給与水準の適正化の取組状況

（関連指標）

- ・国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・総人件費

## ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

### 【指標 11】 保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

- ・ パリ日本文化会館の催しスペース稼働率

## エ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【指標 12】新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について 経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。

(関連指標)

- ・ 競争性の無い随意契約比率
- ・ 一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### (1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。

### (2) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、



必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

【指標 13-1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

(関連指標)

・上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

### <重要度、難易度の設定>

【重要度：高】

文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。

【難易度：高】

機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。

## (2) 内部統制の充実・強化

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

**【指標 14】** 中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

## (3) 事業関係者の安全確保

天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告(平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構)も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。

**【指標 15-1】** 安全対策に関わる態勢の整備・強化の取組状況(安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の態勢整備、オンライン研修の導入等)

**【指標 15-2】** 職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底(「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化)

## (4) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。

# 独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図

## 外務省の政策体系

地域別外交	領事政策
分野別外交	外交実施体制の整備・強化
広報、文化交流及び報道対策	経済協力
国際文化交流の促進	分担金・拠出金

## 国の基本方針

- 我が国の外交政策の柱（外務省設置法第4条第1項第1号）安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流
- 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2016（平成28年6月閣議決定）『ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効率的活用を含めた戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、青年を含む人的・文化交流の活性化』
- 『コンテンツの輸出や文化の創造・対外発信などクールジャパン戦略を推進』
- 親光ビジョン実現プログラム2016（平成28年5月親光立国推進閣僚会議決定）『在外公館・国際交流基金(JF)による文化事業等を通じ、我が国の多様な文化の魅力を発信』
- 『日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供』
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月閣議決定）『日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる』



## 次期中期目標期間（平成29—33年度）において国際交流基金が果たすべき役割

政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施

- 文化の分野における多様な魅力の発信、対日関心層の拡大
  - 文化芸術交流事業の推進及び支援
  - 海外日本語教育、学習の推進及び支援
  - 海外日本語研究・知的交流の推進及び支援
- 個別の政策課題への対応
  - 「アジア文化交流強化事業」の実施
  - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた日本文化の対外発信